

令和5年度 一般粉じん関係公害防止管理者資格認定講習のご案内

一般社団法人 日本砕石協会

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第3に規定されている標記の資格認定講習を、以下の日程により実施いたします。

本講習は、1つの特定工場に2名以上の有資格者（一般粉じん関係公害防止管理者）を配置するために、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けて当協会が実施するものです。多くの受講者の申込みがありますが、募集人数に限度があるため、事前に仮予約の受付をします。なお、**正式の申込用紙及び詳細なご案内は、開催期日の4週間前頃に、仮申込書に記載された送付先にご送付いたします。**

（注）特定工場とは、以下の一般粉じん発生施設が設置されている工場。

- ① コークス炉の原料処理能力が1日当たり50トン以上
- ② 土石の堆積場の面積が1,000㎡以上
- ③ ベルトコンベアのベルトの幅が75cm以上又はバケットコンベアのバケット内容量が0.03㎡以上
- ④ 破砕機又は摩砕機の原動機の定格出力が75kW以上 ⑤ ふるいの原動機の定格出力が15kW以上

1. 開催日程及び開催場所

開催期日	開催地	募集人数
令和5年9月7日（木）～8日（金）	名古屋市	60名
令和5年9月28日（木）～29日（金）	福岡市	50名
令和5年11月1日（水）～2日（木）	東京都千代田区	100名
令和5年11月29日（水）～30日（木）	沖縄県那覇市	40名

2. 受講資格（別紙参考）

■一般受講者

- ◇ 大学卒……………薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が3年以上
- ◇ 短大・旧専門学校卒…薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が5年以上
- ◇ 高校卒……………実務経験7年以上 ◇ その他……………実務経験10年以上

（注）実務経験とは、粉じん発生施設または粉じんを処理するための施設の維持管理を行った経験。

■ 採石業務管理者としての実務経験が1年以上 ■ 衛生工学衛生管理者としての実務経験が1年以上

■ 環境計量士（濃度関係） ■ 第1種作業環境測定士 ■ 技術士（化学部門においては化学装置及び設備又は化学プロセスの科目、衛生部門においては大気管理又は建築物環境衛生管理の科目、環境部門においては環境保全計画又は環境測定の科目）

3. 受講料及びテキスト代

受講料：28,500円（非課税） テキスト代：10,000円（税抜き） 計 39,500円（税込）

※受講料及びテキスト代は正式の申込書提出と同時にご送金いただきます。

4. 仮申込方法

日本砕石協会ホームページから仮申込書に入力後、受講資格を証する書類（別紙参照）を郵送して下さい。

<https://ws.formzu.net/fgen/S89185615/>

5. 書類送付先 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-1-2 第2平森ビル2階

6. その他

○既に一般粉じん関係以外の公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を保有されている方が本講習を受講される場合は、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目について講義を免除することが可能となりますので、以下の連絡先にご相談ください。

○新型コロナウイルスの感染拡大の影響により募集人数の縮小等を行う場合があります。

7. 問合せ先 一般社団法人日本砕石協会 担当：磯部・三澤 MAIL：jcsa_honbu@nifty.com

(別紙) 申込に必要な書類と資格

a. 一般受講者 (下表のア～エのいずれかの資格で受講する者)

	学 歴	課 程 (学部・学科・専攻)	実務の内容	経験 年数
ア	大学卒業	薬 学 化 学 工 学	一般粉じん発生施設又は一般粉じんを 処理するための施設の維持及び管理 (砕石工場の場合は砕石置き場、ベルト コンベア、バケットコンベア、破砕機、 摩砕機及び古い等の維持又は管理)	3年
イ	短期大学又は旧専門学校卒業	同 上	同 上	5年
ウ	高等学校卒業		同 上	7年
エ	上記以外な者		同 上	10年

※学歴については特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(別表第1)を参照。

必要書類

- (1) 公害実務証明書(様式1) ……1通 (様式2は不要)
 (2) 卒業証書の写又は卒業証明書 ……1通 (上表エの者は不要)

b. 採石業務管理者資格で受講する者

採石法第32条の2第1項第2号に規定する採石業務管理者(都道府県知事に登録をした者)として
1年以上その職務に従事した者

必要書類

- (1) 業務管理者職務証明書(様式2) ……1通 (様式1は不要)
 (2) 採石業務管理者試験合格証の写 ……1通

c. 衛生工学衛生管理者の資格で受講する者

衛生工学衛生管理者の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第18条第4号(土石、獣毛等の
じんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務)に係る衛生管理者(労働基準監督署への
届出をした者)として1年以上その職務に従事した者

必要書類

- (1) 衛生工学衛生管理者職務証明書(様式2) ……1通 (様式1は不要)
 (2) 衛生管理者の免許の写 ……1通

d. 環境計量士(濃度関係)、第1種作業環境測定士及び技術士(化学部門においては化学装置及び 施設又は化学プロセス、衛生工学部門においては大気管理又は建築物環境衛生管理、環境部門 においては環境保全計画又は環境測定の科目)のいずれかの資格で受講する者

必要書類

- (1) 合格証の写 ……1通